

仕 様 書

1 業務名

令和7年度不要パソコンのデータ抹消作業及び撤去業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 履行場所

三重県立総合医療センター（四日市市大字日永 5450 番地 132）

4 業務内容

(1) 別紙パソコンリストのパソコンについて、DVD や USB メモリが入っていないか確認すること。

また、57 台のパソコンは記憶領域装置（HDD 又は SSD）が入っているため、確認して抜去すること。

(2) 抜去した記憶領域装置に対して、物理破壊でのデータ抹消処理を行うこと。

(3) パソコン及び物理破壊後の記憶領域装置の写真を撮ること。

写真は、一定数のパソコンと記憶領域をまとめて撮ってよい。

ただし、パソコンと記憶領域装置の数量および記憶領域装置が物理破壊済であることを確認できる写真にすること。

※ (1) ~ (3) の作業は、当院敷地内で行うこと。

(4) 別紙パソコンリストのパソコンおよびアダプタ等の付属品を引き取ること。

(5) 業務完了報告書を提出すること。

なお、パソコンと記憶領域装置の一覧、作業日時、(3) の写真を含むものとする。

5 業務に関する条件等

パソコンは、経年劣化に伴い、一部破損や故障しているものもある。

作業場所は、屋内の部屋を当院が提供する。

データ破壊機器用の電源コンセント（100V）は当院から提供する。

作業時間は当院と協議のうえ決定するが、平日の日中を想定している。

6 納入物品

以下の書類を完成図書とし、電子データにて1部納品すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他業務上作成した資料

7 支払方法

業務完了報告書に基づき完了検査を行い、合格した場合、適正な請求書により支払うこととする。

8 その他

- (1) 本業務については、委託業務契約書及び本仕様書にもとづき、受託者は常に当院と密接な連携をとり、その指示に従うこと。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項または作業内容について疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。
- (3) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること
 - イ 警察に通報するとともに操作上必要な協力をすること
 - ウ 委託者に通報すること
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。